緊急地震速報サービス利用規約

（マンション向け）

2026 年 11 月 1 日版

株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

（規約の適用）

第1条 緊急地震速報サービス利用規約（マンション向け）（以下「本規約」といいます。）は、株式会社つなぐネットコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）が提供する本サービスの利用、加入契約に関し適用されるものとします。

2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定の内容が異なる場合は、当該個別規定の内容が適用されるものとします。

（規約の変更）

第2条 当社は、当社所定の方法にて通知または公表することにより、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、変更後の規約が適用されるものとします。

（定義）

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本サービス	気象庁（気象業務支援センター）が提供する「緊急地震速報」を利用して当社が対象物件において提供する緊急地震速報サービス「SCOOP」
2 対象物件	全戸一括型インターネット接続サービスが導入されているマンション等の集合住宅のうち、当社の指定する集合住宅
3 全戸一括型インターネット接続サービス	集合住宅全戸を対象として一括して電気通信役務に係る契約を締結し、提供を受けることができるインターネット接続サービスであり、当社が提供するe-mansionインターネットサービスを指す。
4 全戸一括契約	全戸一括型インターネット接続サービスの提供に要する契約
5 加入契約	契約者への本サービスの提供に関して当社と契約者が締結する契約
6 居住者	対象物件の所有者、区分所有者、賃借人その他占有者
7 契約者	当社と加入契約を締結している者
8 利用者	本サービスを利用する契約者・居住者等または契約者が利用を認めた者
9 地震速報設備	本サービス提供のため、対象物件に設置される地震情報解析機器・音声合成器・ルーター・スイッチングハブおよび同ソフトウェア
10 対象設備	対象物件共用部分に設置されるインターホン制御設備・各住戸内に設置されるインターホン等、地震速報設備に接続され、地震速報設備が発信する信号に基づき連動する設備等
11 配線設備	対象物件内に設置される接点端子台・LAN配線・インターホン配線・対象設備配線・その他付属する電源・配管設備等
12 対象物件内設備	地震速報設備・対象設備および配線設備を総称して、「対象物件内設備」という
13 データ	本サービスを利用する上で地震速報設備に蓄積された情報
14 専用回線	緊急地震速報を配信するために利用する回線で、全戸一括型インターネット接続サービスで提供される通信回線
15 個別規定	本サービスの利用に関して、当社が別途定める規定
16 個人情報	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別につけられた番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によって当該個人を容易に識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含みます。）

（本サービスの内容）

第4条 本サービスの内容は、別記に規定する通りとします。

2 本サービスは、対象物件の全ての専有部分、賃貸住戸部分および加入契約にて特定する共用部分へ提供されます。

3 本サービスの利用においては、対象物件にて提供されている専用回線を使用することを契約者は予め同意します。

（加入契約の締結）

第5条 当社は、対象物件ごとに1つの加入契約を締結します。なお、加入契約は、契約書、申込書、電磁的記録その他当社の指定する方法により締結されます。

2 当社は、加入契約の対象物件において、当社指定の全戸一括型インターネット接続サービスが提供されることを前提として、本サービスを提供します。

3 加入契約の契約者名義は、全戸一括契約の契約名義と同一としていただきます。

4 加入契約の契約者は、対象物件の所有者、管理組合その他これらの者に代わり本規約に同意する権利を有する者と締結するものとし、本サービスの個々の利用者と締結するものではありません。

5 対象物件の構造、仕様上または専有部、共用部の利用状況等により、加入契約の締結、変更をお断りする場合があります。

（契約期間）

第6条 本サービスの提供開始日は、加入契約に定めるものとします。

2 加入契約の契約期間の周期は、全戸一括型インターネット接続サービスの契約期間の周期と同一の日付とし、全戸一括型インターネット接続サービスの契約期間が更新された場合は、同様に更新されます。

3 契約者は、契約期間内に契約内容を変更することはできません。

（契約上の地位の承継）

第7条 契約者が分譲マンションの売主である場合、加入契約上の一切の権利及び義務を、管理組合の成立と同時に管理組合に承継するものとします。この場合、契約者は、契約者と対象物件の区分所有者との間で締結される対象物件売買に関する契約書類に、加入契約上の契約者の地位が管理組合に承継されることを明記するものとします。

2 前項に定めるほか、全戸一括契約の契約者の地位が第三者に承継された場合、加入契約の契約者の地位も同時に当該第三者に承継されるものとします。

（加入契約の解除）

第 8 条 契約者は、契約期間中に加入契約を解除しようとするときは、契約期間の残余期間に対応する基本利用料に相当する額を違約金として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

2 前項の定めに基づき加入契約を解除する場合、解除希望日の 3 ヶ月前までに、当社所定の書面により通知していただきます。

3 前項の定めにかかわらず、全戸一括契約が解除、終了した場合、これと同時に加入契約は終了します。なお、この場合でも、第 1 項の定めは適用されます。

4 契約者が以下の各号に該当する場合、当社は契約者に通知することにより、加入契約を即時解除できるものとします。なお、この場合でも第 1 項の定めは適用されます。

(1)利用料金の支払を遅延した場合

(2)第三者から差押・競売・破産・特別清算・会社更生・民事再生・解散等の申し立てを受けた場合

(3)自ら破産・特別清算・会社更生・民事再生・解散等の申し立てを行った場合

(4)任意整理のための債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備、支払停止その他債務の履行が困難と認められる事由が生じた場合

(5)前各号の他、契約者が加入契約の各条項のいずれかに違反し、是正催告にも拘らず当該是正催告を受けた日より相当期間を経過しても当該違反を是正しない場合

(6)契約者が、暴力団その他の反社会的勢力であることが判明したとき

(7)契約者が、暴力・脅迫その他の犯罪を手段とする要求、または法的な責任を超えた不当な要求を行ったとき

(8)気象庁（気象業務支援センター）が緊急地震速報の提供を終了した場合

5 利用者からの申告による契約内容、対象物件内設備の仕様の変更および加入契約の解除はできません。必ず契約者からの申告による受付となります。

6 本サービスの提供が開始される前に、加入契約が解除、終了された場合、着手した工事の部分その他当社が要した費用について、その費用相当額（消費税相当額を加算した額とします。）を負担していただく場合があります。

7 加入契約の解除があった場合は、当社は当社の所有する対象物件内設備を撤去します。この場合において、その撤去に係る費用は、当社が負担します。但し、契約者の責めに帰すべき事由により加入契約が解除となる場合、かかる費用は契約者にて負担いただきます。なお、当社が所有しない対象物件内設備は、撤去対象に含まれません。

（保守の実施）

第9条 本サービスにおいては、別記に定めるとおり、本サービスの責任範囲において保守を実施します。

（インターネット接続サービス）

第10条 本サービスの利用に際して、その前提となる全戸一括型インターネット接続サービスによる通信環境、または当該サービスに係る設備の利用に関連する各種条件（利用停止、利用中止、利用の制限その他契約者の義務など）は、全戸一括契約の内容が適用されるものとします。

（契約者からの対象物件内設備等の設置場所の提供等）

第11条 本サービスの提供においては、対象物件内に、当社指定の対象物件内設備の設置が必要となります。対象物件内設備の設置に必要な場所、設備、電源等は契約者の責任と負担において用意いただきます。契約者は、当該場所の占有者より予め本規約に基づく対象物件内設備の設置その他本規約に定める事項について同意を得るものとします。

2 当社または当社の指定する事業者は、対象物件内設備の設置等、本サービス提供のために必要な場合には、あらかじめ契約者に通知したうえで、契約者その他当該場所の占有者の承諾を得て、提供していただいた場所に立ち入らせていただきます（夜間・休日等を含みます）。但し、緊急または非常の場合において、契約者に事前に通知できない場合は、事後速やかに通知するものとします。なお、本項に基づく当社からの要請においては、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

3 対象物件内設備に必要な電気は、契約者その他当該場所の占有者から無償で提供していただきます。

（地震速報設備等の準備）

第 12 条 契約者は自己の責任と費用負担において、利用者が本サービスの提供を受けるため、全戸一括型インターネット接続サービスの利用を継続し、維持する必要があります。

2 契約者は自己の責任と費用負担において、利用者が本サービスの円滑な提供を受ける上で支障のない当社指定の対象物件内設備を、対象物件内に設置するものとします。

3 地震速報設備に対象物件の位置する緯度経度、地盤の「増幅率」、および対象設備へ信号を送信する際の震度等の数値（閾値）については、契約者が設定するものとします。当該設定数値に関しては、別途当社が契約者に提示する方法に基づき、両者合意の上で定めるものとし、加入契約に定めるものとします。

4 加入契約で定めた当該設定数値を変更する場合、変更後の設定数値を記載した覚書を当社および契約者間で締結し、当該変更を相互に確認するものとする。契約者が当該覚書を締結することなく当該設定数値を変更した場合、当社は加入契約を解除するか否かを問わず、変更によって当社が被った損害の賠償を契約者に対し請求することができるものとします。
5 第 3 項に定める対象物件内設備および第 4 項に定める数値設定が不十分である場合、契約者は自己の責任と費用負担において、当社の別途定める基準に達するまで対象物件内設備およびその設定の改善を行うものとします。
6 前項の定めにかかわらず、前項に定める対象物件内設備および数値設定が、当社の別途定める基準に達しなかった場合は、当社は契約者に対する本サービスの提供を拒否することができるものとします。
7 緊急地震速報配信サーバー・専用回線および地震速報設備は、当社の全戸一括型インターネット接続サービスによる通信システムを通じて遠隔監視・保守が行われるため、本サービスの提供は、対象物件において利用されるインターネット接続サービスが全戸一括型インターネット接続サービスであることを前提条件とします。

（本サービス提供の中止・停止）

第 13 条 当社は、以下の場合において、本サービスの提供を中止・停止することができるものとします。
⑴契約者、利用者が本規約、加入契約に違反した場合
⑵対象物件内設備・専用回線の保守または工事を実施する上でやむを得ない場合
⑶対象物件内設備が故障した場合
⑷気象庁（気象業務支援センター）の緊急地震速報の提供が中止・停止となった場合
⑸契約者、利用者が緊急地震速報配信サーバー・専用回線・対象物件内設備等、本サービスに係る一切の設備に過大な負荷を生じる行為を行った場合
⑹専用回線が不通になる等、本サービスの提供が困難になった場合
⑺天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく増加することにより輻輳し、本サービスの正常な提供が不可能と判断された場合
⑻契約者が利用料金の支払を遅延した場合
⑼その他本サービス提供の継続を困難ならしめる事由の発生した場合

（料金）

第14条 当社が提供する本サービスの料金は、加入契約に定める通りとします。
2 前項に定めるほか、本サービスの料金に関する条件は、料金表に定める通りとします。

（損害賠償）

第15条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、契約者が本サービスを一切利用できない状態に陥った場合、当社は、月額利用料金を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じるものとします。天災地変等、当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。なお、損害賠償について、当社は、個々の利用者・その他第三者からの損害賠償請求には応じないものとし、契約者は利用者・その他第三者からの如何なる請求・クレームも、契約者の責任と費用において対応するものとします。なお、利用者その他第三者が損害賠償請求をし得る原因となった事実の発生日から3ヶ月を経過する日までに、契約者が当社に対し賠償請求をしなかった場合は、契約者は当社に対して賠償請求を行う権利を失うものとします。
2 当社の故意又は重大な過失により障害事由が発生したときは、前項の規定は適用しません。
3 前2項の規定にかかわらず、損害賠償の取り扱いについて、別途定める料金表および個別規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（免責）

第16条 本サービスは利用者に対して気象庁（気象業務支援センター）が提供する緊急地震速報を解析し震度と到達時間を予測して知らせる災害対策意識付けを目的とするものであり、利用者の安全や財産、地震災害による損害の軽減を保証するものではなく、当社は、利用者または第三者が本サービスを利用したことにより損害を被っても、如何なる補償にも応じないものとします。
2 契約者は本サービスについて、以下の事由等が生じる可能性があることを予め確認し、また利用者に周知するものとし、以下の事由等により緊急地震速報が通報されない場合や通報に誤差が生じ利用者または第三者に損害が発生しても、当社は、如何なる補償にも応じないものとします。
⑴気象庁（気象業務支援センター）が提供する緊急地震速報の誤報またはシステム障害等
⑵当社の緊急地震速報配信サーバーや電気通信事業者のシステム障害・回線障害等
⑶対象物件内設備の不具合・障害・故障等により、緊急地震速報が発信されないこと
⑷内陸直下型地震の場合や震源から近い地域においては、緊急地震速報の通報が間に合わない場合があること
⑸震源の正確な位置の特定ができない場合等の原因により、地震到達までの時間や震度の予測に誤差が生じること
⑹震源の深さが深い地震等、震度予測に大きな誤差が生じる可能性がある地震が発生した場合は、緊急地震速報が通報されないことがあること
⑺生活環境・外部状況（周囲の雑音・騒音等）により緊急地震速報が伝達できないこと
⑻第三者による本物件内設備・緊急地震速報配信サーバー・専用回線等への妨害・破損行為等
⑼その他地震以外の要因（落雷・事故）による誤報や、当社が予期せぬ要因で生じる配信・通報の遅延障害等

3 当社は、第13条による本サービスの中止・停止により発生した、利用者または第三者の損害について、如何なる補償にも応じないものとします。
4 当社は、利用者または第三者が本サービスによって得る情報の正確性・完全性・有用性いずれについても何ら保証しないものとします。
5 当社は、利用者または第三者が本サービスをもとに行った行動により生じる人物の損傷・死亡、所有物の破損等、如何なる損害も賠償する義務を負わないものとします。
6 契約者は、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、自己の責任および費用においてこれを解決するものとし、当社に如何なる責任および費用も負担させないものとする。

（契約者への通知）

第17条 当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、契約者に随時必要な事項を通知するものとします。

（契約者の義務）

第18条 契約者は、契約期間中次のことを遵守し、また利用者に遵守させるものとします。
(1)対象物件内設備の据付設置場所について、本サービスの円滑な提供を受ける上で支障のない環境等を維持すること。
(2)対象物件内設備に損害・損傷を与えまたは故障させる等、悪影響を及ぼす行為を行わないこと。
(3)対象物件内設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を接続しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りでありません。
(4)緊急地震速報の配信等に妨害を与える行為を行わないこと。
(5)対象物件内設備を本来の用途以外の用途に使用しないこと。
(6)対象物件内設備を転貸、譲渡、質入等しないこと。
2 契約者は、契約者のほか本サービスを利用する利用者がいる場合、契約者の責任と負担において、本条に定める事項その他本規約の定めを当該利用者に遵守させ、またこれらの内容について同意を得るものとします。
3 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、利用者その他の第三者から問い合わせまたはクレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用によりこれらを処理解決するものとします。
4 契約者は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問またはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用により処理解決するものとします。
5 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に起因して、当社または利用者その他第三者に対して損害を与えた場合（契約者が、本規約上の義務を履行しないことにより当社または利用者その他第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用によりその損害を賠償するものとします。

（終了・解除の場合のデータの取扱い）

第19条 当社は、加入契約が終了または解除となった場合、本サービス利用に関する一切のデータを削除するものとします。

（機密保持）

第 20 条 当社及び契約者は、加入契約の締結により知り得た当社または契約者の営業上、技術上及び経営上の機密情報を第三者に漏洩しないものとします。

（個人情報等の取り扱い）

第21条 当社は、個人情報等（本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報であって、氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、契約者が利用するサービスの契約情報を含み、以下同じとします。）を、本サービスの提供に利用するほか、別途当社が個人情報保護方針として定める利用目的（以下「利用目的」といいます。）に記載の範囲で利用します。
2 当社は、利用目的のほか、次の場合に限り、個人情報等を第三者に提供いたします。なお、本条に定める範囲以外への個人情報等の提供により、個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）の定めに基づく第三者への提供の停止の請求を受けた場合には、当社は同法の定めに従い誠実に対応します。
⑴ 本人の同意を得て個人情報等を利用するとき。
⑵ 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）および株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
3 前2項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)、その他の法令に基づき、当該法令に定められた範囲にて、個人情報等を利用または提供することがあります。

（合意管轄）

第22条 当社は、契約者と当社との間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（閲覧）

第23条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項（個別規定を含みます。）については、当社は閲覧に供します。

附則
（実施期日）
1　本規約は、2026年11月1日から実施します。

別記

1 本サービス内容は以下のとおりとします。

①緊急地震速報サービス

気象庁(気象業務支援センター)が提供する緊急地震速報を、当社の配信サーバーより配信し、各対象物件において第12条第3項に定める閾値以上の予測震度と到達予測時間が地震情報解析機器にて算出された場合に、その信号を対象設備に発信するサービス。

②ユーザーサポートサービス

当社は、サポートデスクを開設し、以下の内容について対応します。

(A)対応内容: 本サービスに関する問合せ
本サービス利用における障害に関する問合せ

(B)電話対応時間:平日 10時から22時まで
土日祝日 10時から18時まで
(但し、年末年始12月29日から1月3日までは、土日祝日の時間帯とします)

サポートデスクの連絡先は、以下に記載の電話番号または電子メールアドレスとします。

ユーザーサポートサービス
(問合せ連絡先)
電話番号:0120-925-099
電子メールアドレス:help@scoop.ne.jp

2 当社は、本サービスの内容を予告なく合理的な範囲内で変更できるものとします。その場合、当社は変更内容を遅滞なく書面等により契約者に通知します。

3 本サービスを提供するために必要な対象物件内設備・配信サーバー・専用回線等の所有区分および保守区分は以下のとおりとします。

区分	設備内容	所有	保守
第一区分	対象物件外に設置される緊急地震速報配信サーバー	当社	当社
第二区分	専用回線(電気通信事業者との責任分界点を含む)(注1)	電気通信事業者	当社
第三区分	地震速報設備	当社(注2)	当社
第四区分	対象設備および配線設備	契約者(注3)	契約者(注3)

(注1) 専用回線に係る詳細な条件は、全戸一括契約に定めるとおりとする。

(注2) 第三区分の地震速報設備の全部または一部について、加入契約に定めがある場合、契約者に所有権が帰属(対象物件の区分所有者の共有)するものと定めることができます。但し、この場合においても、保守により当該機器が交換される場合、交換後は当社の所有物となります。

(注3) 対象物件引渡後、第四区分設備は、対象物件区分所有者が共同で保守・管理を行うものとする。

4 当社が行う保守内容は、以下のとおりとします。なお、当社は、契約者の事前の承諾なく、当社の指定する保守代行業者(以下「代理人」という)に保守作業を委託できるものとします。

① 通信障害の発生区分の特定
② 第一区分設備の監視および障害復旧
③ 第二区分設備の監視および電気通信事業者に対する障害復旧依頼
④ 第三区分設備(配線部分を除く)の遠隔での監視・障害復旧および必要に応じて施工業者等への出張点検・予防保全・障害復旧依頼
⑤ 第三区分設備機器に修理が必要となった場合、機器交換及び取付
⑥ 第三区分設備の機器の設定変更およびソフトウェアのバージョンアップ

※第三区分設備機器の保守により機器交換が必要になった場合、機器交換後の機器は当社の所有になります。なお、交換により撤去された機器は、契約者の個別の同意を得ることなく、当社の保守作業の結果、排出された当社資産の物品として当社の責任と負担において処分します

5 当社が前項の保守を行う時間は以下のとおりとします。

平日 10時から22時迄
土日祝日 10時から18時迄
(但し、年末年始12月29日から1月3日までは、土日祝日の時間帯とする)

6 以下の事項に関しては、当社が行う保守の適用外とし、当社の費用負担はないものとします。なお、以下の第①号または第②号により当社が損害を被った場合、契約者は当社の損害賠償に応じるものとします。

① 当社または代理人以外の取扱いによる当社の保守区分設備の修理・取替・更新による故障
② 当社または代理人以外の当社の保守区分設備の改造・分解・設定変更等による不具合
③ 火災・地震・落雷等の天災地変その他、当社の責に帰さない事由に起因する故障
④ 他の通信線等の増設・移設・撤去による故障
⑤ 対象設備および配線設備の増設・移設・取替・改造・撤去等による故障

7 対象設備の概要については以下のとおりとします。

①対象設備の概要

地震速報設備において緊急地震速報を受信解析の結果、契約者が定める一定震度以上の場合、地震速報設備から下記の対象設備に対し信号を発信する。尚、当社と対象設備との責任分界点は「接点端子台」とし、信号を受信した対象設備は、各対象設備のメーカーおよび同保守会社の責任において作動するものとする。

対象設備名	連動の概要
インターホン設備	各住戸内のインターホン機器が、地震発生を知らせる音声が鳴動し、ピクト表示を出す。
エレベーター設備	エレベーター設備の地震管制運転に移行する。
オートドア設備	一定時間、オートドアが開放される。
放送設備	地震発生を知らせる音声が放送される。
表示端末	地震発生を表示する。

②対象設備の保守対応

各対象設備の保守対応は、それぞれのメーカーおよび同保守会社により異なる。保守対応に関する問合せは、契約者より各対象設備のメーカーおよび同保守会社に連絡するものとする。

③インターホン設備における試験報（訓練報）の発報

インターホン設備には、緊急地震速報の試験報（訓練報）を鳴動させる機能が付加されている。契約者は、試験報の発報方法およびこれに関わるインターホン設備の操作方法については、インターホン設備の取扱説明書を参照するか、またはインターホン設備メーカーに問合せするものとする。

料金表

（本サービスの料金）

1 初期費用、基本利用料は、加入契約に定める金額とします。
2 当社は、契約者が加入契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。
3 基本利用料は、日割をせず、本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月初日から起算して、加入契約の解除があった日の属する月の末日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その暦月とします。）について、加入契約に規定する基本利用料の支払いを要します。
4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

5 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、毎月27日に、契約者の指定金融機関の口座振替にて支払っていただきます。但し、引落し当該日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日の引落しとします。なお、支払に要する手数料は契約者の負担とします。

6 利用料金の課金開始は、サービス開始日の翌月１日からとします。
7 本サービスの提供が終了された場合の課金については、提供終了日の如何を問わず、本サービス提供終了月の末日まで本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
8 当社の責に帰すべき事由によらずに本サービスが中止もしくは停止され、または本サービスに障害が発生した場合には、当社は利用料金の返金を一切行わないものとします。
9 契約者が料金等の支払いを遅延した場合、契約者は当社に対し年率14．5％の割合による遅延損害金を支払うものとします。